

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項に基づき、同条第4項に規定する地域生活支援拠点等において行う事業(以下「拠点事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法の規定の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害福祉サービス等事業者 次のアからオに掲げる者をいう。
 - ア 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者
 - イ 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
 - ウ 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
 - エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
 - オ 児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、障がい者及び障がい児(以下これらを「障がい者等」という。)の重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、障がい者等の地域生活を支援するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機能を備えるものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病又は障がい者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行又は親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(対象者)

第4条 拠点事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する障がい者等
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
(事業所の認定申請及び登録)

第5条 拠点事業を実施しようとする障害福祉サービス等事業者(以下「登録申請者」という。)は、胎内市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に登録申請者が法第77条第3項各号に規定する事業のいずれかを実施する旨を規定した運営規程を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 登録申請書は、事業を実施しようとする事業所ごとに提出するものとする。
- 3 市長は、登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業を実施する事業所としての登録の可否を決定して、胎内市地域生活支援拠点等事業所登録可否決定通知書(様式第2号)により登録申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により申請に係る事業所の登録を決定したときは、当該事業所を胎内市地域生活支援拠点等事業所登録簿(様式第3号。以下「事業所登録簿」という。)に登録し、公表するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 事業所登録簿に登録された事業所(以下「登録事業所」という。)の事業者(以下「登録事業者」という。)は、当該登録の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、胎内市地域生活支援拠点等登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業所の廃止及び休止等)

第7条 登録事業者は、登録事業所を廃止又は休止若しくは再開しようとするときは、胎内市地域生活支援拠点等事業所廃止(休止・再開)届出書(様式第5号)を、廃止又は休止若しくは再開しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(事業所の認定取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が虚偽の申請により認定を受けたとき。

- (2) 登録事業所が認定を受けた拠点事業に必要な機能を備えていないと市長が認めるとき。
- (3) 登録事業所が障害福祉サービス等事業者の指定の取消しを受けたとき。
- 2 市長は、登録事業所の認定の取消しを行ったときは、胎内市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書(様式第6号)により、当該登録事業者へ通知するものとする。
- (拠点事業に係る費用の算定)

第9条 登録事業者は、事業を実施したときは、そのサービスに要する費用について、次に掲げる基準に基づき、適正に算定するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)

(記録及び保管)

第10条 登録事業者は、事業の実施状況を記録するものとし、当該記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(記録又は報告書の提出)

第11条 登録事業者は、市長から事業の実施内容の記録又は必要事項を記載した報告書の提出を求められたときは、速やかに当該記録又は報告書を提出しなければならない。

(拠点事業の利用の申請及び登録)

第12条 拠点事業を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、事前に胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録申請書(様式第7号。以下「利用申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、利用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用登録の可否を決定して、胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録可否決定通知書(様式第8号)により利用申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用の登録を認めた者(以下「利用登録者」という。)の支援に必要な情報を当該支援に関わる登録事業者及び関係機関と共有するものとする。

(拠点事業の利用登録の変更及び廃止)

第13条 利用登録者は、前条第1項により届け出た記載事項等の変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録変更(廃止)届出書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 登録事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用登録者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

胎内市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者 所在地
事業者名
代表者名

胎内市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
地域生活支援拠点等 として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり
担う機能に関する 具体的な内容	

※運営規程(地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、当該事業所が満たす機能を明記していること)の写しを添付すること。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

胎内市長



胎内市地域生活支援拠点等事業所登録可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった胎内市の地域生活支援拠点等事業所の登録について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 登録決定

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり
登録年月日	年 月 日

2 却下

却下する理由	
--------	--

(注) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に胎内市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第4号(第6条関係)

胎内市地域生活支援拠点等登録内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

胎内市の地域生活支援拠点等事業所として登録された内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

事業所番号			
事業の種類			
変更があった事項		変更前	変更後
1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		
3	事業所の電話番号		
4	地域生活支援拠点等として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり
5	担う機能に関する具体的な内容		
変更年月日		年 月 日	

※変更の内容が確認できる書類を添付すること。

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

胎内市地域生活支援拠点等事業所廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

胎内市の地域生活支援拠点等事業所として登録された事業所を廃止(休止・再開)したいので、次のとおり届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
廃止(休止・再開)日	年 月 日

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

胎内市長



胎内市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

胎内市の地域生活支援拠点等事業所としての登録を取り消したので、次のとおり通知します。

事業所の名称	
事業の種類	
事業所の所在地	
事業所の電話番号	
事業所番号	
地域生活支援拠点等 として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり
取消年月日	年 月 日
備考	

(注) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に胎内市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第7号(第12条関係)

胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録申請書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

胎内市の地域生活支援拠点等事業を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (本人)	フリガナ		性 別	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒	電話番号	
主たる 介護者	フリガナ		続 柄	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒	電話番号	
	特記事項			
障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) (部位)			
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (A・B)			
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級) (有効期限 年 月 日)			
	<input type="checkbox"/> 難病 (病名)			
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療 (精神通院)			
要 介 護 認 定	無・有 (要支援1・2 / 要介護1・2・3・4・5)			
介 護 保 険 の 利 用	無・有 (被保険者番号)			
障害福祉サービス等の利用	無・有 (受給者証番号)			
相談支援事業所		担当者	備考	
利用しているサービス		サービス事業所	備考	

(同意事項)

支援に必要な範囲で、申請者本人及び介護者の個人情報を市及び関係機関(障害福祉サービス事業所、医療機関、行政機関等)で共有することに同意します。

同意年月日	年 月 日		
申請者又は代理人の署名		申請者との続柄	

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

胎内市長



胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった胎内市の地域生活支援拠点等事業の利用登録の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1 登録決定

申請者 (本人)	フリガナ		性 別	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
利用開始日	年 月 日			

2 却下

却下する理由	
--------	--

(注) この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に胎内市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第9号(第13条関係)

胎内市地域生活支援拠点等事業利用登録変更(廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 胎内市長

届出者 住所

氏名

(利用者との続柄)

電話番号

胎内市の地域生活支援拠点等事業の利用登録を変更(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

利用登録者	フリガナ		性 別	
	氏 名		生年月日	年 月 日
届出事項	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> その他 () 内容:			
	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
変更(廃止)日	年 月 日			